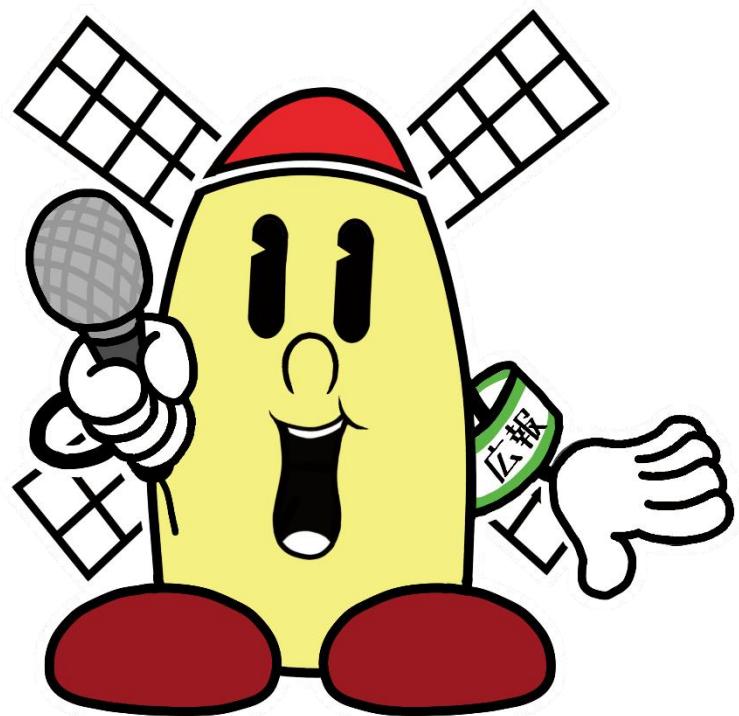


松伏町町民参加手続ガイドライン



令和7年12月
松伏町

はじめに

本ガイドラインは、松伏町における政策形成及び事業実施において、町民の意見を適切に反映して、町と町民が協働してまちづくりを進めるため、町民参加の機会と手続きを明確にすることで、町政運営の透明性向上を図ることを目的としています。

松伏町では、これまで協働のまちづくりに取り組んできましたが、情報発信の時期や方法など、統一的な基準がなく、町民参加手続に関する取扱いにはらつきが見られました。

そこで、開かれた町政の実現を目指し、職員が町民参加手続を実施する際の参考となる「松伏町町民参加手続ガイドライン」を策定しました。

目 次

1 町民参加手続の手順例	2
2 町民参加手続の具体的な手法	
2-1 委員会・審議会等	4
2-2 意見交換会・説明会・討論会等	5
2-3 アンケート調査	6
2-4 ワークショップ	7
2-5 松伏町町民意見反映手続制度（パブリックコメント）	8

1 町民参加手続の手順例

手順 1 町民参加の内容を企画します。

全体の内容を企画し、全体の流れを組み立てます。原則として、このガイドラインに基づき町民参加手続を行いますが、ガイドラインに沿わない場合は、その理由を明らかにして手続ができるものとします。

【企画1】 町民参加の目的を設定

このガイドラインの対象事業は、町が実施する事業とし、個別の事業で実施していきます。対象事業において、どのような目的で町民参加を実施するのか、どのような部分に意見を必要とするのかを明確にします。

対象となる施策・案件（例）

以下に該当する案件について、町民参加手続きの実施を基本とする。

- ・町政の基本となる計画等
- ・重要な条例の制定・改廃
- ・町民生活に広範な影響を及ぼす施策または事業
- ・そのほか、町が必要と判断するもの

※町民参加手続の対象から除外するもの（例）

緊急その他やむを得ない理由があるもの、金銭徴収に関する条例の制定及び政策的な判断を要しない条例改正については、上記に限らず町民参加の対象から除外します。

- ① 金銭徴収に関する条例としては、以下のものがあります。
 - ・「松伏町税条例」法令により税額・税率が定められている。
 - ・「松伏町行政財産の使用料に関する条例」原価主義を採用し、特定の行政サービスに対する受益の範囲で負担されている。
- ② 政策的な判断を要しないものとは次のようなものをいいます。
 - ・条例中の関係法令条項を法令改正に基づき改正する場合。

【企画2】 手法の採用

どのような手法をもって町民参加を実施するのか。また、多くの町民の意見を聴き、公平性を確保するために、目的によっては複数の手法を選択する必要がある場合など、最も有効な参加場面を設定することが重要です。

※具体的な手法

- ① 委員会・審議会等
- ② 意見交換会・説明会・討論会等
- ③ アンケート調査
- ④ ワークショップ
- ⑤ 松伏町町民意見反映手続制度（パブリックコメント）

【企画3】 対象者の設定

手法を実施するときは、どの範囲の町民を対象として実施をするのか、対象者の設定を行います。

- 町民
- ①住民（松伏町に住所を有する人。定住外国人を含む。）
 - ②町内で働く人・学ぶ人
 - ③町内で活動する人・団体
 - ④町内の事業者

【企画4】 手法ごとの想定成果や実施方法の決定

手法ごとに得られる成果は異なり、対象範囲や周知の仕方も様々なので、どのような方法で実施するのかを決定します。

【企画5】 スケジュールの決定

成果を確実に得るためにには、十分に余裕を持ったスケジュールを設定することが大切です。

また、町民が参加しやすい環境を整えるためにも、参加場面の回数・日時・場所等に十分配慮する必要があります。

【企画6】 情報提供の準備

対象事業に関連する情報提供は、町民参加を実施する上で最も大切な事項です。町民参加の目的に応じて、事業の特性や物理的要件等の情報を質・量とも十分に提供し、町民が行政と同じ目線で考えることができる環境を整える必要があります。

手順2 実践します。

スケジュールに基づいて手続を進めます。

手順3 経過・結果を公表します。

手法によって、一定期間に複数回実施した場合は、その途中経過も含め、町民参加の実施結果及び意見反映について公表します。

また、結果の公表については、意見の反映がどのようにされたのか丁寧な説明をする必要があります。

2 町民参加手続の具体的な手法

2-1 委員会・審議会等

(1) 目的

- ① 課題解決に向けた方針を策定し、意見を求める。
- ② 事業や庁内原案に対する審議や意見を求める。
- ③ 町民のニーズや町の取組に対する評価を求める。

(2) 特徴

- ・テーマについて、専門性の高い十分な協議・意見交換・検討が可能で、町民意見を多角的に把握できます。
- ・委員会・審議会等は定数があり、委員選定については、公平性・透明性が求められます。
- ・定数に限りがあり、一部の町民しか参加できないため、内容に応じて他の手法と併用が必要です。

(3) 実施する場合の手順（例）

① 委員会・審議会等の設置

- ・条例等に基づき定数の委員（学識経験者、団体の長、公募町民等）を選任します。
- ・公募町民においては、公募要領等を定め、公表し、募集します。

② 開催の公表

- ・町ホームページ等で会議名、議題、開催日時・場所等を公表します。

③ 会議の開催

- ・定められた規程等に基づき会議を開催します。
- ・会議は原則公開とし、定められた手続きに基づき傍聴者を受け入れます。
- ・町は検討事項を諮問し、委員会・審議会は検討事項について調査、審議等を行い、町に答申、提言等を行います。

④ 結果の公表

- ・会議録、答申、検討結果等を町ホームページ等で公表します。

2-2 意見交換会・説明会・討論会等

(1) 目的

- ① 町民ニーズを把握したい。
- ② 事業や庁内原案に対する意見をもらいたい。
- ③ 事業内容や実施等に対する理解と協力を求めたい。
- ④ 町の取組に対する評価を聴きたい。

(2) 特徴

- ・意見交換会及び説明会は、一体的に実施することも可能です。
- ・地区別開催により、地域特性に応じた意見聴取ができます。
- ・誰でも気軽に参加でき、町民意見やニーズの把握、協力依頼等に活用されます。
- ・白紙段階から事業評価の段階まで、幅広い場面で実施できます。

(3) 意見交換会・説明会・討論会等を実施する場合の手順（例）

① 開催の公表

- ・名称、内容、日時・場所等を町ホームページ等で公表します。

② 会議の開催

- ・規程等に基づき会議を開催します。
- ・原則として、全ての町民を対象に公開とし、定められた手続きに基づき参加者を受け入れます。
- ・町民は対象事項等に係る案や課題等の説明を受けた後、質疑応答や自由な意見交換等により意見を述べます。

③ 結果の公表

- ・質疑応答や意見交換をまとめた会議録等を町ホームページ等で公表します。

2-3 アンケート調査

(1) 目的

- ① 町民のニーズや意向を知りたい。
- ② 町の取組に対する評価が聴きたい。

(2) 特徴

- ・多数の町民に同一内容を質問するため、意見・意向の傾向等を客観的に把握できます。
- ・計画の策定段階や事業の評価段階に多く用いられます。
- ・郵送やインターネット・電子メールの活用により、町民が自分の都合の良い時間や場所で回答できるメリットがあります。

(3) アンケート調査を実施する場合の手順（例）

① 実施についての公表

- ・実施について町ホームページ等で公表し、周知を図ります。

② アンケート実施

- ・郵送、WEB、電子メール、電子申請等対象者や目的に応じた適切な手法を選択します。
- ・調査目的を明確にし、誘導的な質問等は避け、回答しやすいよう配慮します。
- ・町全体、特定の町民、事業の利用者など、対象者を明確にし、必要に応じ、無作為抽出で回答者を選定します。

③ 結果の公表

- ・調査結果や、それに対する町の考え方、今後の対応などを町ホームページ等で公表します。

(4) 町が実施するアンケート調査等

① 町政モニター制度

公募した町民を登録し、町政等に関するアンケートによる意見、提案、課題等を把握し、いただいたご意見等について回答や公表を行っています。

② 町民の声ボックス

町民参加の町政を推進するため投書やメールによる町民の意見、要望等を受け付け、いただいたご意見等について回答や公表を行っています。

2-4 ワークショップ

(1) 目的

- ① 具体的なアイディアや提案を聴取したい。
- ② 町民との合意形成を図りたい。

(2) 特徴

- ・地域の現状把握、問題点や課題の整理、計画案作成などに適しています。
- ・自由に意見が出しやすい環境づくりが特徴で、創造と合意形成に焦点を置きます。
- ・町民と双方向コミュニケーションが深まり、その後の運営等にも継続的参加が期待できます。
- ・参加者は町民の一部に限定されるため、内容に応じて他の手法と組み合わせる必要があります。

(3) ワークショップを実施する場合の手順（例）

① 実施についての公表

- ・実施について、町ホームページ等で公表します。
- ・事前に参加者を募集する場合においては募集要領等を定め、公表し、参加者を募集します。
- ・実施について周知を行うことでより多くの参加を促します。

② ワークショップ実施

- ・中立的な立場で会の進行役を務めるファシリテーター等を配置します。
- ・より多くのグループで実施することが望ましいです。
- ・会議は原則公開とし、定められた手続きに基づき傍聴者を受け入れます。

③ 結果の公表

- ・実施結果や、それに対する町の考え方、今後の対応などを町ホームページ等で公表します。

2-5 松伏町町民意見反映手続制度（パブリックコメント）

（1）目的

- ①町の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図りたい。
- ②町民の視点に立った開かれた町政を実現したい。

（2）特徴

- ・町の施策等立案の過程において、その立案に係る施策等の趣旨、内容等を広く町民等に公表し、これらについて提出された町民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する町の考え方を公表するこれら一連の手続きをいいます。
- ・町の施策等の立案に対して町民の賛否を問うために行うものではありません。

（3）パブリックコメントを実施する場合の手順（例）

① 案の公表

- ・実施要綱に基づき手続きの案を公表します。

② 意見の募集

- ・実施要綱に基づき、施策等に対する意見を町ホームページ等で募集します。
- ・必ず1か月以上の意見の提出期間を定めます。
- ・意見を提出する場合、住所及び氏名、法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を明記しなければなりません。
- ・意見の提出方法は郵便、FAX、電子メール等の手段を適切な手法を選択します。

③ 結果の公表

- ・提出された意見に対する町の考え方及び対象施策等の案を修正したときは、その修正の内容を町ホームページ等で公表します。

※「松伏町町民意見反映手続制度実施要綱」に基づき手続きを進めて下さい。